

平成27年度第4回

長洲町

総合教育会議記録

## 平成27年度第4回長洲町総合教育会議

○日 時

平成28年1月22日（金）午前10時00分～午前11時10分

○場 所

長洲町役場3階大会議室

○出席者（6名）

町 長	中 逸 博 光	教 育 長	松 本 昇
教育長職務代理者	大 山 司 朗	教 育 委 員	木 下 信 博
教 育 委 員	伊津野 照 子	教 育 委 員	田 中 伏 美

○説明補助員（4名）

まちづくり課長	田 成 修 一	子育て支援課長	山 本 明 子
福祉保健介護課長	吉 田 泰 滋	税 務 課 長	藤 井 司

○事務局（9名）

副 町 長	竹 本 康 美	総 務 課 長	田 畑 道 尋
総務課長補佐	城 戸 主 税	総務課総務係長	長 尾 恒 心
総務課総務係担当	五十嵐 史 紘	学校教育課長	松 本 英 樹
学校教育課長補佐	松 林 智 之	生涯学習課長	山 隈 司
生涯学習課長補佐	荒 木 功		

○関係者（6名）

六栄小学校長	藤 原 伸 作	腹赤小学校長	高 森 秀 一
長洲小学校長	松 永 光 親	清里小学校長	城 祐 治
腹栄中学校長	福 島 英 士 郎	長洲中学校長	船 津 巧

### 議事次第

- 1 開会
- 2 主催者挨拶
- 3 協議・調整事項
  - (1) 子供の貧困対策について
  - (2) いじめ防止条例の制定に向けた取り組みについて

4 その他

- (1) 平成28年度の総合教育会議について

【司会（城戸総務課長補佐）】 皆様、おはようございます。ただいまより平成27年度第4回長洲町総合教育会議を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして、主催者であります中逸町長よりご挨拶を申し上げます。

【中逸町長】 皆様、おはようございます。本日は、第4回の総合教育会議にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。委員の皆様、校長先生の皆様、大変お忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。また、日ごろより長洲町の教育行政、あるいはまちづくりに対しまして大変ご尽力をいただいております。改めて感謝を申し上げる次第でございます。

12月に開催しました第3回目の教育総合会議におきましては、貧困の連鎖や子供の貧困対策について、現状と取り組みについて皆様よりさまざまな意見を頂戴し、有意義な議論ができたのではないかと考えているところでございます。

さて、今回の議題は前回に引き続き貧困の連鎖をテーマにし、具体的にどのような対策が必要であるか校長先生や委員の皆様より忌憚のないご意見を頂戴し、次年度に生かしていきたいと考えているところでございます。

今すぐできない対策あるいは事業もあろうかと思いますが、この総合教育会議はそのような意見や問題を共有し、一つ一つ形にしていくための会議であります。委員の皆様、校長先生の皆様にとりましては、今後の具体的な方向性などさまざまな視点、観点から積極的な発言、ご意見等をお願い申し上げます。

最後になりますが、本日ご出席の皆様のご健勝を祈念申し上げまして、主催者の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくようお願い申し上げます。

【司会（城戸総務課長補佐）】 開会に当たりまして、今回ご参加いただいております関係者の皆様をご紹介させていただきます。

藤原伸作六栄小学校長です。

【藤原六栄小学校長】 おはようございます。

【司会（城戸総務課長補佐）】 高森秀一腹赤小学校長です。

【高森腹赤小学校長】 おはようございます。

【司会（城戸総務課長補佐）】 松永光親長洲小学校長です。

【松永長洲小学校長】 お世話になります。

【司会（城戸総務課長補佐）】 城祐治清里小学校長です。

【城清里小学校長】 お世話になります。

【司会（城戸総務課長補佐）】 福島英士郎腹栄中学校長です。

【福島腹栄中学校長】 よろしくお願ひします。

【司会（城戸総務課長補佐）】 船津巧長洲中学校長です。

【船津長洲中学校長】 よろしくお願ひいたします。

【司会（城戸総務課長補佐）】 関係者の皆様は以上6名の方でございます。皆様、本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の次第3にございます協議・調整事項になります。

長洲町総合教育会議運営規約第2条におきまして、町長が議長となることになっております。これからは、町長に議事の進行をお願ひいたします。

【議長（中逸町長）】 改めまして、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日の協議・調整事項であります子供の貧困対策についてを協議したいと思います。

前回の総合教育会議で意見交換をし、今回は具体的な事業について協議することとしておりました。事前に回答をいただきました内容についてまずは説明をしたいと思ひます。事務局から説明をお願ひいたします。

【事務局（五十嵐総務課総務係担当）】 事務局のほうから説明をさせていただきます。申しわけございません、座って説明をさせていただきます。

まず、お手元の①と書いてある資料のほうをごらんください。事前にご提出いただきました事業やご意見についてまとめております。前回において話が出ておりましたが、平成27年度現在で実施しております内容も含めて説明させていただきます。

資料の上のほうから参ります。平成27年度に実施している施策ということで、国・県の関連事業も含んでおります。

総務課においては、消費者教育としまして、小学校においてお金の大切さなどを教える講座を開設しております。続いて、括弧して家計相談とありますが、こちらは生活保護世帯や生活困窮者世帯などに対して、家計管理の支援を行いまして、寄り添い型の相談会を月に2回実施をしております。

続きまして、②まちづくり課でございますが、就労支援としましてハローワークと連携をしているところでございます。特に対象を限定しているわけではございませんが、情報の提供を行っているところでございます。

続きまして、③税務課でございますが、滞納相談といたしまして、FP（ファイナンシ

ャルプランナー) を活用した家計管理相談を行っております。これは、収入があるんですが、生活または行っている事業が回っていないという方たちを対象にファイナンシャルプランナーを活用しまして、資金のやりくりを通じた家計管理支援、事業の資金管理支援を実施しております。

続きまして、④子育て支援課でございますが、ひとり親家庭の医療費の助成を行っております。これは、子供が18歳まででして、医療費の一部負担金の3分の2を助成しております。また、ひとり親家庭を対象とした学習塾、これは前回の第3回目で説明しました学習塾ですが、県のほうで行っているものでございます。

続いて、児童扶養手当となっております、こちらも県の財源となっておりますが、支給を行っております。

次がライフプランセミナーとしまして、ひとり親家庭に対して、これからの人生、生き方、ライフプランの作成を行っております。

続きまして、⑤福祉保健介護課でございますが、前回、吉田課長から説明もありましたが、生活保護世帯への学習支援も県のほうで行っているということです。

続いて、⑥学校教育課でございますが、就学援助といたしまして約1,000万円の予算を計上しております。小学校、中学校に通う子供を持つ生活保護世帯等に対しまして、学用品の購入費などの援助を行っているところでございます。

済みません、資料をそのまま続けますが、平成28年度以降、新たに実施を検討している事業といたしまして、子育て支援課で、仮称でございますけれども、子育て世代包括支援センター設立に向けた準備を行っていく予定としております。こちらは平成29年度の開設を目標にしていくということでございました。

続きまして、②の学校教育課でございますが、小中学校へのスクールソーシャルワーカーの配置、こちらはNPO法人を予定されているということで、児童生徒の心の悩みの相談や、発達障害、問題行動、不登校等に対応するために学校及び児童生徒・保護者と連携しまして医療機関等へつなぐなどの改善を図るという目的でございます。

次が寺子屋の学習授業でございます。こちらは対象が小学校の高学年となっております。これは、地域の公民館または介護予防拠点施設を会場にいたしまして、放課後の時間を活用して学習塾を開き、学力の向上を図ってまいるということでございます。

続きまして、③は各課及び小学校としておりますが、こちらは、今までも行っている相談業務のさらなる連携といたしまして記入をしております。子供の貧困問題につながるい

じめや不規則な生活、家庭内でのお手伝いを越えているような過重な労働など、従来の相談業務ではなかなか注目してこなかった視点を強化しまして、各課相談窓口と学校との連携を模索していく、検討していくということで考えておるところでございます。

以上、説明いたしました、これは予算を伴う事業もございますので、実施が決まったというのではなく、この場で、また今後、検討・精査をしまして、手続を経た上で実施していくかどうかは決まっておりますので、その点はご了承ください。

続いて、小中学校のほうの実施ですが、別紙のとおりごらんください。六栄小学校から説明をいたします。済みませんが、資料がございますか。大丈夫でしょうか。これは、いただいたままのアンケートの資料を添付しております。

六栄小学校から説明をさせていただきます。現在取り組んでいる内容としまして、毎週火曜日の放課後の20分の学力向上タイムを設けて、全職員で指導に当たる。

続いて、地域や保護者の協力、ボランティアなどと、年9回の丸つけ45分間を1、2年生で行っている。長期休業前に、全校で漢字、計算大会を行い、定着を図っている。12月22日から5年生を対象に放課後寺子屋教室を実施。原則、計算を苦手としている児童で希望する者、火・水曜日の放課後1時間となっております。

続いて、表現力向上のための新聞ノートの取り組み。冬休み前まで6年生、冬休み明けからは5年生で週に2回。長期休業中における補習授業の実施となっております。

②の平成28年において取り組む予定としている対策については特にご記入はいただいております。

③としまして、今後実施したいと考えている対策の概要については、教材等の購入を精選して保護者の金銭的負担を減らす、卒業式における服装が華美にならないように中学校の制服を基本とした服装に変え、定着させていくとございます。

続きまして、腹赤小学校をご説明させていただきます。

現在取り組んでいる内容といたしまして、学校現場において貧困家庭、いわゆる生活保護、準要保護家庭の児童のみを対象としました学習会や行事等を行うことは教育上問題が生ずる可能性がある。公教育の公平性、対象にされた子供の思い、対象保護者やそうでない保護者等の思い、したがって貧困家庭を対象にした取り組み等を行っていない。貧困問題の背景はさまざまであるが、保護者が生活に追われて育児が十分できない場合があり、そのことで基本的な生活習慣が身につかない場合や問題行動等をとる場合もある。貧困構造は子供の問題ではなく親の問題であり、親への働きかけが大切だと思っております。

学力向上の対策といたしまして、親の年収と児童の学力との相関関係は統計的には差が出ているが、全ての児童等に当てはまっているわけではない。公教育においては、学力が十分身につけていない児童については、親の経済状況等にかかわらず、個に応じた指導や補習授業、指導等を行っている。

続いて、平成28年において予定している対策ですが、貧困の連鎖を断つためにも一人一人に確かな学力を身につけさせることは大切なことだと思う。個別指導の充実を図るため、個別支援教育支援員の放課後の活用等を図ることができるとありがたいとございます。

③は今後実施をしたいという内容でございますが、子育て支援課、福祉事務所、民生委員さんとの情報交換。保護者への働きかけをどうするかとございます。

続きまして、長洲小学校に参ります。

現在取り組んでいる内容については、公教育として全ての児童の学力向上を図り、授業での指導力向上や基本の徹底、指導の充実を図っている。また、学力低下傾向児童に対しての個別指導の取り組みも行い、学力向上の充実に努力している。

続いて、平成28年度に取り組む予定の内容ですが、引き続き、学力充実に向けた多種多様の取り組みを校内研究のテーマと定めて、一人一人の実態に応じた取り組みを継続していくとございます。

③今後実施したい内容でございますが、福祉との連携による意識した学力向上対策や、精神的負担の緩和を図るため実施できればと望むスクールソーシャルワーカー等の配置を望むと同時に、福祉とのタイアップによる職員研修会も必要であると考えてございました。

続いて、清里小学校でございます。

現在取り組んでいる内容につきましては、基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得及びその活用能力の伸長を図るため、毎週木、金曜日の複数指導体制による朝自習、清里っ子タイムや毎月1回の学校応援団を活用した学力充実の時間ぐんぐんタイムを設け、指導をしている。

各学級担任が昼休みや放課後等の時間に必要な児童へ補充的な学習指導を継続的に行っている。担任外の教師が指導に当たる場合もある。各学級担任及び担任外の教師が長期休業中に必要な児童へ補充的な学習指導を行っている。

特別な教育的支援を要する児童をはじめ、登校しぶり傾向や家庭の養育環境等に不安が見える児童については、担任、担任外を問わず、全職員で日常的な見取り及び情報交換を



行うことはもとより、観つめる会（月1回）やケース会議（随時）において現状の共通理解とその対応を協議していく。必要な児童については、幼・保育園や中学校と情報連携を図るとともに、心の相談員等外部人材の活用や教育委員会、子育て支援課と町当局と連携を図るようにしている。

②の平成28年度の予定でございますが、幼・保育園や中学校との情報連携をより強固にする。教育委員会や子育て支援課等、町当局との連携を日常的に図るとございます。

③の今後の実施の内容でございますが、児童の入学後、幼・保育園との情報交換の機会を改めて設定する。入学前の実施。校区の区長や民生児童委員の方々と各学級担任との情報交換の機会を設定するとございます。

続きまして、腹栄中学校でございます。

現在取り組んでいる対策といたしましては、学校総体とした授業改善によるわかる授業やできる授業の取り組み。特別支援教育支援員による学習支援、朝自習や放課後学習会、学校図書館の開放、受験用教材を購入し、学校総体で計画的に個別学習を行う。夏季休業中に10日間程度、教職員とPTAによる受験勉強対策の個別指導による補習を実施。各定期テスト前に、放課後、教職員がテスト勉強の支援。長期休業中に教職員による受験勉強や生徒相互の学習会。平成26年夏季休業中に寺子屋教室を利用し、大学生による個別学習。週末宿題の計画的取り組み。生活ノートによる学習習慣の定着。PTAバザーによる制服の販売。各生徒の実態に応じた個別のケース会議を行い、各専門機関等との情報交換や具体的な支援等を話し合った。部活動による支援。各種奨学金制度の周知。不登校生徒への学習支援とございます。

②平成28年度において取り組みを予定している内容でございますが、上級生による下級生への学習指導とございます。

③今後の実施したい内容でございますが、放課後学習会の充実、不登校生徒への学習支援とございます。

最後に、長洲中学校でございます。

現在取り組んでいる内容については、子供の家庭の経済状況（貧困）により特別な施策は行っていない。全ての子供たちを対象にした取り組みをしており、公教育として貧困の状態などは考慮に入れずに対応している。

平成28年度において取り組む内容でございますが、上記①と同じである。学力が厳しいのであれば、経済状況に関係なく補習等を計画していく予定である。寺子屋推進事業を

利用し、夏季休業中だけでなく平日の放課後の学習などをより多く計画していきたいとございます。

③今後実施をしたい対策の内容でございますが、前回の総合教育会議の際に発言したように、放課後の補習指導に学校教育支援員が学校で指導するようにできないかとございました。

事務局については、事前にいただいている資料の説明は以上でございます。

**【議長（中逸町長）】** 事務局、ありがとうございました。

今、各課や学校長さんの貧困対策、あるいは28年に向けた対策の内容についての説明がありましたが、この件につきまして各課長や校長先生から何か補足説明があったらお願いいたします。

じゃあ、山本課長のほうから。

**【山本子育て支援課長】** こんにちは。私のほうからは、今日カラー刷りでお配りしております資料の先ほどの28年度以降新たに実施を検討する事項にありました子育て世代包括支援センターについてご説明を申し上げます。

まず、子育て世代包括支援センターでございますが、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対する切れ目ない総合的相談・支援に向け、保健センター等との連携のもと、教育、保育、保健、その他子育て支援の情報提供、及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡・調整等を行うものでございます。

本日配付しておりますカラー刷りの真ん中のところに「子育て世代包括支援センター」とありますが、こちらのセンターには保健師等の専門職を配置する予定としております。センターには、右のほうに矢印が出ておりますけれども、関係機関である医療機関、保健センター、保育所、幼稚園、児童相談所と連携、委託をしていますので、妊産婦等から相談があった場合、専門的な知見と当事者目線の両方の視点を生かし、必要な情報を共有して切れ目なく支援をすること。それと、ワンストップの相談窓口としますので、妊産婦、子育て家庭からの相談に対しては、個別ニーズを把握した上で情報提供、相談支援を行い、子育て支援にはさまざまな支援メニューがありますが、その中からライフステージに応じた必要なサービスを円滑に利用できるよう支援することとなります。

センターの業務といたしましては、主に相談支援窓口、面接や電話、家庭訪問による相談、相談時における適切な情報提供や、必要に応じて適切なサービスや制度へのつなぎ、あとコーディネート業務、乳児家庭全戸訪問事業等により把握したハイリスク妊産婦や家

庭、若年齢妊娠、産後鬱、育児ノイローゼ、孤立化を抱える家庭、虐待のおそれがある家庭などについてケアプランを作成し、支援に向けたコーディネートを行います。

あと、講座、訓練ということでセミナーを開催し、適切な情報の提供、養育者の知識の向上、出産後の入院期間では十分補えない助言や指導。

あと、ネットワークの構築。支援を必要とする保護者や子供への適切な支援のつなぎ、継続的な見守りを行うため、関係者とのネットワークの構築。

あとは台帳整理。一人一人の台帳を整理し、学齢期におけるつなぎ支援を行います。

現段階ではこのような業務を考えておりますが、具体的にはまた今後詰めていくことになるかと思えます。

場所といたしましては、現在、児童館があるふれあいセンターの建物の中に拠点を置き、平成29年度事業開始を考えているところでございます。

簡単ではございますが、説明を終わります。

**【議長（中逸町長）】** そのほかありますか。校長先生、何かいいですか。

それでは、意見交換に入らせていただきたいと思います。各委員さんからご意見をお願いできればと思います。

**【大山委員】** 子育て支援課に幾つか質問をします。

資料1の1ページの④ひとり親家庭を対象とした学習事業。多分、今、六栄小学校で行っているんじゃないんですか。このことをちょっと説明していただきたい。

もう一つは、カラー刷りの資料を説明していただきましたけれども、終わりごろに「学齢期」という言葉が出てきましたが、これは基本的には学校に入る前までの相談するセンターなのか、小学校あたりまで入るのかというところを説明していただきたいと思えます。

**【山本子育て支援課長】** 今の2点のご質問に対してお答えしたいと思います。

まず、ひとり親家庭を対象とした学習塾、これは県の事業でございます。前回の会議でも資料を配付いたしましたかと思えますけれども、県のほうが母子寡婦福祉連合会に委託をしまして、ひとり親を対象として、身近な地域で学習支援を受けたいという子供さんの希望があれば教室を開催するというものでございます。

現在、長洲町には支援をしてくださる先生の登録はあります。だから、ひとり親家庭の子供さんが塾に通いたいという申し出をされれば、先生はいらっしゃいます。あとは子供さんがどこの校区にお住まいかということ把握した上での場所の設定になってくるかと思えます。今のところ保護者等からの要望はあっていないので、実績はないということで

ございます。

それと、私の先ほどの説明の中でもありました学齢期におけるつなぎ支援ということなんですけれども、実は児童の定義は18歳未満とっております。今回は長洲町が子育て世代包括支援センターは母子保健型を利用するので、主に妊娠期から出産、育児においても就学前ということをご説明をした次第ではございますが、まだこれは検討段階でございます。それに、支援を必要とするお子さんというのは突然支援が出てくるわけではなく、やはり就学前からそれなりにご家庭に問題があるとか、お子様に問題があるとかということで、結局つながっていくつなぎということを大事にしないといけないと思うので、学校に上がったらかこのセンターの仕事は終わりですということは考えておりません。やはり必要であれば、ずっと途切れなく、継ぎ目なく、きめ細かい支援につなげていけるようなセンターの設立をしていきたいと原課では考えております。

以上でございます。

**【議長（中逸町長）】** 後でよろしいですか。

**【大山委員】** いいですよ。

**【議長（中逸町長）】** 次に、田中委員何かありましたらお願いします。

**【田中委員】** 子育て世代包括支援センターの内容を聞きまして、ほんとうにこれに期待するところであります。先日から勉強会等ありまして、問題行動を起こす児童への対応が素早ければ素早いほどいいということでした。また、前々回ぐらいの総合会議の資料を読みますと、幼保と小学校とのつなぎという点も今後強化していきたいというお話もありましたので、そちらがこの支援センターでかなり補えるんだなと実感しております。小中学校のスクールソーシャルワーカーの配置も含めたところで、支援センターができるまでの準備、前段階としてスクールソーシャルワーカーの配置に力を入れていただければありがたいなと感じております。

以上です。

**【議長（中逸町長）】** ありがとうございます。

伊津野委員、何かありますでしょうか。

**【伊津野委員】** 今、田中委員が言われましたように、子育て世代包括支援センターの設立は私も楽しみにしております。いつも1年生の問題とか中1の問題とか出てきますので、いずれは18歳まででもつなげるところを探していただけるような仕組みができればいいなと考えております。

以上です。

【議長（中逸町長）】 木下委員。

【木下委員】 短く一つか二つで。

学びの支援、あるいは生活の応援というので、五つの柱の中の二つの柱ですが、その中で一つ気になっているのが、ひとり親家庭が仕事を終えて帰宅する時間が18時以降ということが出ています。ということは、子供たちは夕食を食べるのが非常に遅くなっているという問題が出てくる気がします。それで、夕食の支援をしているところもあるようです。それから、それまでの時間を子供たちをどういうふうに居場所づくりをしていくかということもあるような気がします。

それからもう一つですが、前回の徳村先生の話の中で非常に見えにくいところが少し、家庭の問題ですけれども、先ほど高森先生から子供のことの第一義は家庭の責任だと大抵言われていると、私たちも言ってきた気がします。そうすれば、貧困とかいろんな心の問題、体の問題、経済的な支援の問題からなかなか相談しにくい状況になっている。これが貧困状況にある子供たちをなかなか見えにくい形にしているという指摘もあっておりますので、そこら辺の見きわめといいますか、そういうことも一つ大事なかなと思っております。

以上です。

【大山委員】 ちょっと質問があるんですけども、さっき子育て支援課、福祉保健介護課から、ひとり親家庭を対象とした学習塾というのと生活保護世帯への学習支援というのがありますが、山本課長がおっしゃったのは、これに対しては今のところひとり親についてはゼロだと。こういう二つの件については、こちらからの働きかけをやられてるのかというのが一つです。

それからもう一つは、今日の議題には、子育て世代包括支援センターそのものにはちょっと関係ないかもしれませんが、従来から、問題のある家庭といいますか、家庭教育講演会とかをしても、来てほしい保護者には来ていただけないということもあるし、なるべく子育て教育の支援は低年齢のときにすべきだと思っているんですけども、そういう保護者に対する子育ての教育の支援というんですかね、そういうことができないのかどうか。子育て支援課あるいは保健センター、そういう子供たちの小さいときにおける母親を一堂に集めての講演会とか、そういう指導とかができないかと前から思っていたんですけども、そういうことに対してのお考えをお伺いしたいと思っています。

【議長（中逸町長）】 山本課長、お願いします。

【山本子育て支援課長】 それでは、一つ前の木下委員の子供の居場所というところで先に一つだけ。

学童保育と町内の保育所におきましては、退所時間を19時としておりますので、お母さん方が6時に就労を終わられても、町内の場合は、十分お迎えに間に合うようになってるかと思えますし、当然、18時以降を超えてお預かりされる方につきましては、保育所でもおやつを提供しております。学童保育でもおやつを出しておりますが、保育所でも18時以降はおやつを提供させていただいております。

大山委員の質問、まず、ひとり親家庭を対象とした学習塾の周知なんですけれども、広報への掲載と、ひとり親家庭の世帯には「こういう学習塾があります」というのを全て文書で通知をいたしております。そういう通知をしているけれども、実際受けたいというご家庭がないということでございます。

それと、問題のあるのは家庭ということで、保育所、幼稚園ではなかなか、特に保育所は就労されているご家庭がほとんどなので、おっしゃるように、いいお話があるから来てくださいというご案内を差し上げても、なかなか来られないのが現状でございます。ただ、年に何回か保護者の参観日を設けておりますので、そういった機会を利用して、家庭教育講演会、お話をさせていただいているところです。そういった保護者参観日にあわせて行う家庭教育講演会につきましては、ふだんよりは参加も多くて、保護者に対して有効なお話ができているかと思っております。また今後も、この家庭教育講演会については、引き続き、内容を確認しながら続けていきたいと思っております。

【大山委員】 子育て支援課としてはそういう世代になるのかと思っておりますけれども、その前の、保健センターがそちらになるのかもしれませんが、そちらのほうは可能なのかどうかといいますか。

【吉田福祉保健介護課長】 福祉保健介護課の吉田です。保健センターの件で私からお答えいたします。

保健センターは一応、妊娠から、妊娠届けが上がっていきまして、そちらに対して、時期時期ではあるんですけれども、母子保健推進等が、乳児の全戸訪問事業というものも絡めて訪問もしております。その中でやはり妊娠期の不安であったり、さまざまなケースも、個別対応がほとんどになります。

実際、出産から子供の各定期健診があります。その中でやはりいろいろ保健師が見えて

くるものというものは確かにあります。その中で例えば育児に対する不安がありそうな場合とかについては聞き取りをしたり、訪問をしたり、例えば健診に来られないところは行って、状況はどうですかといった個別対応はしているところでございます。

そういった中から、保育所に上がるお子さん、それと学校に行かれるお子さんともども保健師が把握をしながら、各方面と連携をしていくというところで今やらせていただいております。

ただ、どちらかといいますと、研修会、講習会ということよりも、個別対応でやっているというのが現状でございます。

以上です。

**【議長（中逸町長）】** 私のほうからちょっと2点お聞きしたいと思います。

まず、税務課長にお聞きしたいと思います。滞納相談、税務相談、ひとり親家庭からのそういう相談というのは今あっているのでしょうか。

**【藤井税務課長】** お答えいたします。

データはちょっと持ってきておりませんが、多少は、ひとり親家庭からも相談はあっているかと思えます。

**【議長（中逸町長）】** どのような指導をされていますか。

**【藤井税務課長】** まずは家計の収支の内容あたりを見させていただいたり、場合によっては先ほども説明があったかと思えますけれども、ファイナンシャルプランナーの方をお招きしまして、家計の収支あたりをつけていただいて、その内容、また、多くありがちなのがいろんな負債、特に今問題となっておりますのが多重債務等になっておられる状態の方もいらっしゃいます。そういったところをライフプランに合わせたところで、長期的に総合的な視点でアドバイスをFPの方等も交えて行っていただきまして納税につなげ、さらには、長期的に安定した人生設計といいますか、生活を行えるような指導をさせていただいているところでございます。

**【議長（中逸町長）】** 今いろいろ相談されていると思いますが、そういう場合、減免とか徴収猶予とか、こういう措置はできるのでしょうか。

**【藤井税務課長】** 内容等、場合によってはそのような措置もとらせていただくことになっております。

**【議長（中逸町長）】** それともう1点、給食費の滞納について、今どのくらいあるのかということと、どのような対策をとられておられますか。

【事務局（松本学校教育課長）】 学校給食についてお答えをいたします。

学校給食は公費ではなく私費、皆さん方の給食の食材費についてそれぞれのご家庭からお支払いをいただいているわけでございます。給食は皆さん方のご協力によって成り立っていると思っております。

最近数年においては、手集めにいただいたり、PTAと学校のいろんなご努力によって大方は、給食についてはお一人、お二人ぐらいの滞納がある場合もありますが、ここ数年は大体徴収ができているのかなと思っております。

過年度において、かなり古い方ではございますが、その辺がかなりの額で学校ごとに残っているかと思っております。その額については、それぞれ学校の事務職で管理をいただいているところではございますが、あまりにも古い資料で把握ができていないというところもあり、大方の資料を今改めて作成をいただいているところではあります。過年度についての支払いができてないご家庭に対する請求を、今後、教育委員会、並びに学校、PTAで徴収をまた行っていこうということで協議をしているところでございます。

【議長（中逸町長）】 ありがとうございます。

校長先生方にこのような税の滞納、あるいはほかのいろんな使用料とかの滞納があった場合、長洲町は丁寧に対応させていただきます。また、ほんとうに生活困窮であれば、執行停止ということもあり得ますので、そういう点はぜひ、家庭の皆さんから長洲町に相談していただければと。これはひとり親とは限りません。やっぱり両親ともども病気の場合とかいろんなケースがあるかと思えます。そういう意味で、我々行政側としても、そういった生活困窮の方に対しては真摯に対応してまいりますので、どうぞ早目に税務課なり、いろんな各課と相談していただければと思えます。

それと、校長先生方に一つお聞きしたい点がございます。今、我々が、ひとり親家庭を対象とした学習塾あるいは生活保護世帯の学習支援ということをやりたいと思っているんですけども、なかなか要望がございません。これをやることによって、一番恐れているのが差別やいじめにつながらないかということでもあります。さっき大山委員からこの件に対してご意見ありましたが、我々も、どこまでこういうのに取り組んでいいのかというのがわからない状況であります。いじめとかそういう差別につながるというのを非常に恐れております。そういう点、校長先生方はいかがお考えになっておられますか。

【高森腹赤小学校長】 私は長洲の一町民として、町長の考えは非常に賛同するところであります。そういう家庭の子供たちが、その資質や能力を生まれた環境にかかわらず、



十分伸ばしていくというのは、やはり教育にかかわる者だけではなくて、町民全部の願いではないかなと思います。そういう意味では、ここに参加されている町全体で、法のもとに、いち早く町が対応して組織的に取り組んでいこうとしていることは大変うれしいと思っているんですが、学校現場を預かる者として、今、現実には、総論は非常に素晴らしいんですけども、個々に実施していく場合にどうなのかというところを私の感想も踏まえて申し上げたいと思います。

まず、先ほど私がまとめたデータの中の話をしたんですけども、子供の親の年間の収入と子供の成績の相関関係につきましては、2014年の全国学力調査等の結果で歴然と出てるわけですね。年収が高いところの親の子供ほど成績は高いんです。これは一般的な傾向としてそのデータが出ている。しかし、年収が一番低い、例えば税込み200万円未満の家庭の子供であっても高い成績を上げている子供もいるんですね。その子供たちは、生活習慣の中で、あるいは親の子育ての中で、どういうところに親が力を入れているかという、例えば幼いころ絵本の読み聞かせをしたとか、新聞や本を読むように働きかけをしたとか、あるいは毎日朝食をとるなど規則正しい生活をしているとか、そういう基本的な生活習慣をしっかり身につけさせて、そして親が本を読んだり、あるいは教育に対する話をしたりして、語りかけているところの親の子供は、年収が低くても高い成績をおさめているというデータも出てるわけですね。

だから、学校としましては、まずここら辺をしっかり対応して、今、本を読むことに非常に町でも力を入れておられますので、そういう全般的なことも踏まえて、朝食も含めた基本的な生活習慣であったり、本の読み聞かせであったり、そういうことをPTAや保護者に全体に働きかけていきたいと思っています。

そういうことを踏まえまして、それでは、いわゆるひとり親家庭の子供を対象にして、そこにターゲットを絞って募集をかけて学習支援するということにつきましては、学校サイドからの強い働きかけは、町長がおっしゃったように、いろんな意味で厳しいところがあるかなと思っています。

町の行政施策として、全般として、学力が厳しい子たちを対象にしながら、そういう働きかけをしていくんだと。冬休みに中3のふるさと塾をされましたけれども、ああいう形を皮切りに、あのふるさと塾の中に補充学習あたりを組み込んでいって、そして町の人たちに、ああそういうことがなされているんだと、ソフトランディングじゃないですけども、あまり最初から構えてしまいますと、なかなか敷居が高くなりますので、ああいう

中に補充学習の形を取り入れていって、子供たちが自由にするような、できるような、対象者も、最初は自由にどうぞということでもいいと思いますけれども、だんだん学力が厳しい子供たちをそこに誘うという、そういう流れをつくっていったらどうかと。

以上です。

【議長（中逸町長）】 ありがとうございます。

そのほか校長先生ありませんか。

では、委員の皆さんから、そのほかご意見は。

【大山委員】 もう1点。

【議長（中逸町長）】 はい、どうぞ。

【大山委員】 今、高森校長が言われたことに尽きるんですけども、やっぱり学校としては貧困家庭の子供に対して特別にということにはちょっと難しいと思います。

それでやっぱり全体に対して、学力の低い子に対して、全体にわたって学習支援をしていくと、その密度というか、そういうものもやっぱり増やしていくということが必要かなと思います。

そのためには、校長先生からの要望にもあっているように、今の特別支援教育支援員が放課後、学力の低い子供たちを中心に教えることができるように、そういうことができるように時間を1時間なり、2時間なり、延長するとか、そういう施策がお願いできればと思います。

【議長（中逸町長）】 ありがとうございます。

そのほかの委員の皆さんから。

【田中委員】 いいですか。

【議長（中逸町長）】 はい。

【田中委員】 先ほどありましたふるさと塾をもとに、前回3回ありまして、私も清里のほうに3日行かせていただいて、そのときにいつも宿題を仕上げてこない子、そこはひとり親でもなく貧困でもないと思うんですけども、その子が3日間来て冬休みはちゃんと提出ができたということを聞きまして、それは担任の先生からの働きかけもかなりあったんですけども、そういう成果も出てたということが1点です。

あと、ちょっと思いついたんですけども、木下委員から食事の件が出まして、確かに、こども食堂とか全国であってたりしますよね。まだあるかと思うんですけども、子育て支援のほうでファミリーサポートってありましたよね、例えば、以前、保育園とか幼稚園

があいていない日曜日とか預かってくれる家族の登録、あれをもうちょっと高学年まで預かれるのかと、ひとり親家庭だったら、あれは有料で結構な金額でしたので、援助ができるのかという点を一つお聞きしたいと思います。

【議長（中逸町長）】 山本課長。

【山本子育て支援課長】 委員からお尋ねがあったのがファミリーサポートセンターだったかと思います。ファミリーサポートセンターというのはそもそも、援助を受けたい方と援助したい方がそれぞれに会員登録をして、そして実際困ったときに会員からの支援を受けるということで、長洲町の社会福祉協議会に委託して実施しているものでございます。

どういうふうに使ってらっしゃるか、実績で申しますと、具体的にはお母さんがおなかが大きくて保育園にお迎えに行けないので、保育園の送迎をお願いしていますというような利用の形態が一番多いです。ちょっと今年度は利用実績がゼロなんです。昨年度も利用実績がゼロで、平成25年度に延べ25回利用がありました。それが保育所のお迎えということでした。ただ、協力してくださる会員さんもいらっしゃるし、利用したいという会員の登録は続いております。それも1桁なんですけれども。

こちらの普及については、いろいろチラシ等もつくったりして、宣伝しているんですけども、なかなか、1時間当たりの利用がたしか760円ぐらいだったと思うので、利用される方からすると、ちょっと高いのかなと思っていらっしゃる方がいらっしゃるのかもしれない。

それに対して町のほうで特に助成等を行っておりません。母子家庭だから半額とか、全額免除しますということも行っておりません。ただ、今、形はあるものの、利用がないので、まず事業の周知から進めていきたいと思っております。

以上です。

【議長（中逸町長）】 どうぞ。

【田中委員】 今日、今、思いついたことで申しわけなかったんですけども、それが拡充して、例えば学童が7時に終わってしまうので、8時に帰ってくるときは学童には預けられないという親御さんもいらっしゃるんですね。一人で家に留守番させていたり。この辺のサポートができるかなと思いました。

【議長（中逸町長）】 私はこの件に関しては企業にやっぱり、お母さん方を早く帰すように、成長期には促していくべきだと思っております。企業の努力も必要かと思えます。

【田中委員】 ありがとうございます。

【議長（中逸町長）】 その他。はい、どうぞ、木下委員。

【木下委員】 別の観点からですが、経済支援で財政的なもので、政府が行っています子供の未来応援基金ですか、募金を募っています。きのうちちょっと出ていたのは600万円ほどが集まっている形でしたけれども、そういう形の長洲版というのはできるんじゃないかなと思っております。

以上です。

【議長（中逸町長）】 まちづくり課長、どうでしょうか。

【田成まちづくり課長】 たしか安倍総理が呼びかけてやった国の基金だと思いますが、なかなか集まってないというお話は聞いております。

今、委員のほうからは、子供基金等のお話かと思いますが、いろんな企業の関係者、事業者の方と話す中で、そういった目的で寄附してもいいよという声も聞いておりますが、まだそういった基金の設立には至っておりません。

今、委員からありましたように、検討すべきものなのか、また、ふるさと納税が、今、個人で行われておりますが、これが企業版のふるさと納税ということでもあります。そういったものも含めて総合的に企業版のふるさと納税が来年の28年度から始まるということ国の方も考えていますので、長洲町にも大きな、本社が大阪、東京にありますから、そういった形で考えていかなければと思っているところです。

以上でございます。

【議長（中逸町長）】 そのほか何か。伊津野先生、どうぞ。

【伊津野委員】 こども食堂のお話が出ましたけれども、今、新聞とかテレビをにぎわせているんですが、長洲町でも、例えば保育園の給食をつくるどころとか、それから、いろんな場所で考えられることもありますけど、先々、町内で給食センターを建てられるのであれば、そういうことも可能になってくるんじゃないかなと。例えば年寄りも増えてきますし、子供たちにそういう提供もできるんじゃないかなというのは考えてます。

【議長（中逸町長）】 給食センターの建設につきましては、以前、議会で答弁をやってるんですけど、荒尾市の建てかえ時期にあわせて検討していかなくちゃならないと思っております。

それと今やっぱり高齢者の宅食、これも大きな問題となっております。そういう意味で民間あたりと協議しながら、そういう子供たちにもこういう食事がある方々に対して場所的には学童保育をやっているところ、あるいは介護施設の中。そういうご家庭に宅食、配

送していくというのも今後検討していかなければならないと思っておりますので、今後の検討課題とさせていただければと思います。

木下委員どうぞ。

【木下委員】 別の観点ですが、もう一つの提言として、児童虐待の問題が出ているような気がしましたがけれども、問題としてやっぱり絡んでくるのかなと思っておりますので、そのことに一つ問題提起しておきたいと思っております。

【議長（中逸町長）】 児童虐待については今後の総合教育会議のテーマとやっぱりさせていただこうと思っております。今日は貧困の連鎖ということでお願いしておりますので、申し訳ありません。

そのほか、委員の皆さん。

（「なし」の声あり）

【議長（中逸町長）】 なかったら、次の議題のいじめ防止条例について進めていきたいと思っております。

事務局より説明をお願いします。

【事務局（松林学校教育課長補佐）】 こんにちは。長洲町教育委員会学校教育課の松林と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

資料はホチキスどめの長洲町いじめ防止条例（案）という2枚つづりでございます。

まず、お示ししておりますこの資料は案でございます。今後、手続を踏まえまして、平成28年4月1日施行を目指しているものでございます。

条文のポイントのみご説明をしたいと思います。

まず、この条例制定の趣旨でございますが、国におきまして、いじめ防止対策推進法、これは平成25年9月に施行されております。これに基づきまして長洲町いじめ防止条例を、長洲町としてこの法律をどのように具現化していくのかを示すものでありまして、この条例制定の目的等を明確にするためのものでございます。

いじめに対しまして、町、学校、教職員の先生方、保護者、町民それぞれの責務を明確にし、関係機関が連携して、重大事態が発生したときに迅速に対応できるような体制をつくるというのが主な目的でございます。

では、条文のほうに進みます。第1章総則の目的第1条でございます。

本条の制定目的を規定したものでございまして、先ほど申し上げました国のいじめ防止対策推進法を基本としているところでございます。

いじめは子供の心身の健全な成長、また人格形成に重大な影響を及ぼし、その生命・身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものでございます。この条例の第3条に定めておりますが、長洲町におきましては、子供の尊厳を保持するためにいじめの防止に係る基本理念を定めるとともに、いじめの防止、解決を図るための基本的な方針や施策の基本となる事項を定めることによりまして、子供が安心して生活して学び、健やかな成長を図れることを目的として定めております。

次は、定義第2条でございます。こちらは、用語につきましてその意味を明確にするために、解釈に疑義が生じないために定めたものでございます。中身については省略させていただきます。

次は、基本理念第3条でございます。本条におけるいじめの防止にかかわる基本理念を明らかにしたものです。基本理念とは、条例全体の根幹となる最も基本的な考え方でございます。

第1号におきましては、いじめはどの子供にも、どこでも起こり得るものであることを認識することが大変重要であるということで定めております。

第2号におきましては、いじめがなくなるようにするためには、いじめについて子供自身が理解することが重要であること。

第3号、いじめが起こってしまった場合に関係者等がお互いに協力して、いじめられた子供を守ることが重要であることを掲げております。

次に、町の責務第4条でございます。いじめの防止のために町が行う責務について明らかにしたものです。先ほど申し上げました第3条に掲げる基本理念に基づきまして、町は学校、保護者、町民、関係機関、団体と連携をして、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を行っていく……。

**【議長（中逸町長）】** 概要だけを説明してもらっていいですか。

**【事務局（松林学校教育課長補佐）】** わかりました。第4条は町の責務を定めております。

次は、第5条学校及び教職員の責務でございます。こちらは学校また学校の教職員の先生方の責務について明らかにしたものでございます。

第6条保護者の責務、こちらは保護者の責務について明らかにしたものです。

第7条町民の責務、いじめを防止するために町民の協力が大変重要であります。子供に対して必要な取り組みを行うことについて町民の責務を明らかにしたものでございます。

第8条財政上の措置、いじめ防止のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを明らかにしたものでございます。

次は、第2章いじめ防止基本方針等、第9条いじめ防止基本方針の策定でございます。法律に基づきまして、町がいじめ防止基本方針を策定することを定めたものです。

第10条学校いじめ防止基本方針の策定。これも国の法律に基づきまして、学校がいじめ防止基本方針を策定するということを定めたものでございます。

第11条長洲町いじめ問題対策連絡協議会の設置。法律に基づき長洲町教育委員会に長洲町いじめ問題対策連絡協議会を置くことを明らかにしたものです。この連絡協議会は、学校におけるいじめの防止に関する実態の把握、施策、また取り組みについて協議を行う機関でございます。

第3章基本的施策、第12条学校におけるいじめの未然防止、学校におけるいじめを未然に防止するために取り組むべき事柄について明らかにしたものでございます。

第13条いじめの早期発見のための措置。いじめを早期に発見するため教育委員会と学校が行う対策について示したものでございます。子供たちがいじめの悩みや不安などを持っていないかなどを、心理テストとかアンケート調査などによって変化を観察していきます。いじめの早期発見、対応に努めるものでございます。

第14条関係機関等との連携等。いじめ防止のための対策をいじめを受けた子供や保護者、いじめを行った子供に対して関係機関と連携して適切な対応を行うことを示しております。

第15条インターネットを通じて行われるいじめ防止等のための対策の推進。現在、携帯電話またスマホ等を利用したいじめが問題となってきております。これらのいじめは大人に見えないところで行われているということもございます。このインターネットを利用したいじめに関する対策の推進について示したものでございます。

第4章長洲町いじめ問題調査委員会、第16条設置でございます。法に基づきまして、長洲町長の附属機関として長洲町いじめ問題調査委員会を置くことを明らかにしたものです。こちらは重大事態が発生した場合、この重大事態というのは児童、生徒の生命、身体、また財産、そういったことに重大な被害が生じたものとか、学校を長期間欠席した疑いがあるということ、こういった重大事態が発生した場合に町長が行う対応について示したものです。学校が教育委員会を通じて重大事態が発生したことを町長に報告し、重大事態の対処また同種の事態の発生の防止、そういったものが必要であるときは附属機関を立て調

査を行うことができるというものでございます。

第17条所掌事務でございます。調査委員会が所掌する事務について示したものでございます。

第5章雑則でございます。第18条個人情報の取り扱い、この条例の施行に当たりまして取り扱う情報が個人情報に密接に関係します。この個人情報の取り扱いについて定めたものでございます。

第19条委任です。この条例に規定しております内容以外に必要なものは別に定めることを規定したものでございます。

最後に、附則でございます。施行期日は先ほど申し上げました平成28年4月1日から施行するというように定めております。また、いじめ問題対策連絡協議会の委員、いじめ問題調査委員会の委員の報酬及び費用弁償を規定したものです。

以上でございます。

**【議長（中逸町長）】** 私から少し補足説明させていただきます。なぜいじめ防止条例をつくらなくちゃならないのかということでもありますけれども、やはり国のいじめ防止対策推進法施行と、議会からも、いじめをなくすため町民全部でそういった理念を持とうじゃないかと。また、町民からもいろんな声が上がって、この防止条例を今後3月議会に向けて進めていくわけでありまして。しかし、あくまでも理念条例であります。ここだけを覚えていただきたいと思っております。あくまでも理念条例であるということでもあります。

また、その中には責務がありますが、あくまでも努力義務でございます。学校は設置義務がありますけど、あくまでも努力義務ということでもあります。

こういうことを町民に諮ることによって、いじめを少しでもなくしていこうという思いから、今回、校長先生の皆様のご意見、あるいはこれを議会にお諮りするとともにパブリックコメントを実施させていただき、3月議会に上程し、議決を我々は求めていくものでございます。そういう意味で、この件に関しましてご質問等がありましたらお願いいたします。

今後、先生方や委員の皆様におかれましてはパブリックコメントを実施するとともに、その中でも忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思っております。

いじめ防止条例についてはよろしゅうございますか。これからまたいろいろ出していきますので。

（「なし」の声あり）



【議長（中逸町長）】 では、今日の協議事項というのは一応済みしましたので、終わらせていただきたいと思います。

事務局よりお願いいたします。

【司会（城戸総務課長補佐）】 それでは、次第4のその他について事務局から連絡をお願いいたします。

【事務局（長尾総務係長）】 事務局から連絡をいたします。

平成28年度、来年度の総合教育会議についてご連絡をさせていただきます。今年度と同様、年4回程度の開催を考えているところでございます。日程、協議事項、調整事項につきましては現在検討を行っているところでございますが、教育委員会からも協議すべき事項などがございましたら、事務局を通してご提案をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【司会（城戸総務課長補佐）】 事務局の連絡等に関しまして何かございますでしょうか。

【大山委員】 二つですが、一つは、会議を4回やってきておりますが、この継続性といえますか、それぞれのまとめをし、総括をしながら続けていくということが一つかなと。といいますのは、それぞれの課題について話し合いをしますけれども、その先が見えてくるような形でやっていかなければならないのかなと思うからです。

それから第2番目ですが、総合教育会議の内容については、全国から話の内容について調査、アンケートで集約された形のものがあります。その中で一番多いのが、第1回目の会議の中身ですが、大綱の策定に対する協議です。それから2番目が、総合教育会議の運営についての話し合いです。ですから、今のと絡めまして何か必要ではないのかなと思われました。

それから、重点的に講ずべき施策についての協議で、第1番目には、その中にあった中身で、子供の貧困対策というのは第1回目で、この1回目の調査の中にも全国的にありましたので、ひょっとして長洲町があるのかもしれませんが、この資料を提出しておきますから、ご検討ください。

以上です。

【司会（城戸総務課長補佐）】 事務局、よろしいですか。

ほかにはございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

【司会（城戸総務課長補佐）】 それでは、本日の会議は以上で終了となります。

これで平成27年度第4回長洲町総合教育会議を閉会いたします。皆様、どうもありがとうございました。